

指宿市建設工事最低制限価格制度の制限価格設定時の端数の取り扱いについて

最低制限価格の設定は「指宿市建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱（令和2年4月1日施行）」により定めています。

第4条に規定する最低制限価格の設定については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（K）となります。A・B・C・D・Eそれぞれの計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、都度これを切り捨てるものとしています。

$$K = (A + B + C + D) + \text{消費税相当額 (E)}$$

A：直接工事費相当額に10分の9.7を乗じて得た額

B：共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額

C：現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額

D：一般管理費相当額に10分の6.8※1を乗じて得た額

※1 令和5年3月31日までは5.5

なお、Kが予定価格の75パーセントに満たない場合は、予定価格のうち消費税相当額を除いた額（以下「工事価格」という。）に75パーセントを乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を最低制限価格とし、92パーセントを超える場合は、工事価格に92パーセントを乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を最低制限価格としています。